

鹿 児 島 県 公 報

平成24年10月16日（火）第2847号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

○鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（※）
（人事課取扱い） 2

訓 令

○鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令（※）
（人事課取扱い） 2

告 示

○保安林の指定の解除予定の通知
（森づくり推進課取扱い） 2
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知
（森づくり推進課取扱い） 3
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（3件）
（社会福祉課取扱い） 3
○被災者生活再建支援法に基づく自然災害の認定
（社会福祉課取扱い） 4
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定
（介護福祉課取扱い） 4
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定
（介護福祉課取扱い） 5
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定
（介護福祉課取扱い） 5
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）
（障害福祉課取扱い） 5

○公有水面の埋立ての免許の出願
（漁港漁場課取扱い） 7

○公共測量の実施
（監理課取扱い） 9

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止
（始良・伊佐地域振興局取扱い） 9

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
（大島支庁取扱い） 10

教 育 委 員 会 規 則

○学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則（※）
（教職員課取扱い） 10

教 育 委 員 会 訓 令

○鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令（※）
（総務福利課取扱い） 11

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○衆議院鹿児島県第3区選出議員補欠選挙の期日
（選挙管理委員会取扱い） 11

○衆議院鹿児島県第3区選出議員補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任
（選挙管理委員会取扱い） 11

○衆議院鹿児島県第3区選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを
行う日時及び場所
（選挙管理委員会取扱い） 11

○衆議院鹿児島県第3区選出議員補欠選挙における政見放送の日及び放送順序を定める
くじを行う日時及び場所
（選挙管理委員会取扱い） 12

○衆議院鹿児島県第3区選出議員補欠選挙における選挙長事務所で使用する選挙長印の
様式
（選挙管理委員会取扱い） 12

公 安 委 員 会 告 示

○遊技機の型式の検定の告示
（生活環境課取扱い） 12

規 則

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年10月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第64号

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鹿児島県訓令第6号

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年10月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令

鹿児島県職員服務規程（昭和35年鹿児島県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第1項第1号中「骨髓移植休暇」を「ドナー休暇」に改める。

別記第9号様式の3注1中「戸籍抄本」を「氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類又はその写し」に改める。

別記第9号様式の5注1を次のように改める。

注 1 請求に係る子についての初めての部分休業の承認請求である場合（既に育児休業の承認を受けている場合を除く。）は、当該請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類又はその写しを添付すること。

別記第9号様式の8注1中「戸籍抄本」を「氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類又はその写し」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年10月16日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第1128号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年10月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
薩摩川内市宮里町字永野2923番1（次の図に示す部分に限る。）、2923番4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1129号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年10月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
志布志市松山町尾野見字古渡1126番4，字桐木1678番，1731番12，1731番33，字野久尾1839番10，1839番13，1840番1，松山町新橋字中村542番1，542番2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により，同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により，同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
さくらクリニック	薩摩郡さつま町柏原2883番地1	平成24年8月1日
きりん薬局	薩摩郡さつま町柏原2883番地12	平成24年8月1日
開南クリニック	指宿市西方6733番地	平成24年8月1日
小宿調剤薬局	奄美市名瀬小宿3408番地	平成24年8月1日
大手町クリニック	鹿屋市西大手町5番3号	平成24年5月24日

鹿児島県告示第1131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により，同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により，同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

訪問看護ステーション及び老人訪問看護ステーション		指定年月日
名 称	所 在 地	
訪問看護ステーション養花天	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3906 -10	平成24年8月1日

鹿児島県告示第1132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	所 在 地	
デイサービス凧	鹿屋市古江町796番地1	平成24年6月1日
大手町調剤薬局	鹿屋市西大手町5番6号	平成24年5月1日
ユニット型老健グランアージュ	出水市平和町236番地	平成24年7月1日
デイサービスつくしのわ	霧島市国分敷根905番地1	平成24年8月1日
さんのう内科	始良市加治木町諏訪町188	平成24年4月9日
訪問看護ステーションコスモス	薩摩川内市東開聞町3番1号神田ホワイトハイツ1階	平成24年5月1日
訪問看護ステーション龍郷社協	大島郡龍郷町瀬留967番地	平成24年4月1日
海田デイサービス	曾於市末吉町二之方439番地	平成24年8月1日
せき歯科医院	大島郡瀬戸内町古仁屋春日4-4	平成24年8月15日
地域サポートセンターよいどこい	霧島市国分府中町17番地8	平成24年8月1日
しあわせの杜・ケアレジデンス木もれ日（グループホーム）	始良市加治木町反土2156番地1	平成24年8月10日
開南クリニック	指宿市西方6733番地	平成24年8月1日
小宿調剤薬局	奄美市名瀬小宿3408番地	平成24年8月1日
ニチイケアセンター隼人訪問看護ステーション	霧島市隼人町東郷1088番地1	平成24年6月1日
ケア24なのはな	鹿屋市上野町4826番地5	平成24年8月23日

鹿児島県告示第1133号

天城町、和泊町及び与論町の区域内において発生した平成24年9月29日からの台風第17号災害を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

平成24年10月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1134号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年10月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ふくしサービスセンターすまいるママ	鹿屋市新川町605番	社会福祉法人グリーンコープ	福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	行岡 良治	平成24年10月1日	訪問介護
ヘルパーステーションかのやジャム	鹿屋市笠之原町44番15-1号	ジャムプロジェクト株式会社	鹿屋市笠之原町44番15-1号	重田 安夫	平成24年10月1日	訪問介護
名瀬徳洲会訪問	奄美市名瀬朝日	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田	徳田 虎雄	平成24年	訪問看護

看護ステーション	町28番地1		一丁目3番1-1200号		10月1日	
リハケアガーデン加治木	始良市加治木町本町148番地	株式会社ユニティ	霧島市国分中央四丁目12番22号	濱田桂太朗	平成24年10月1日	通所介護
生き生きサポートキット	南さつま市加世田ハーモニー15番地1	株式会社キット	南さつま市加世田ハーモニー15番地1	大江 純一	平成24年10月1日	通所介護
有料老人ホーム協愛	霧島市国分下井781番地2	有限会社協愛介護サービス	霧島市国分新町一丁目6番52-17号	香月 恭史	平成24年10月1日	特定施設入居者生活介護

鹿児島県告示第1135号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成24年10月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所生きる	霧島市隼人町姫城1841-1	株式会社遠友舎	霧島市隼人町松永3277番地13	吉満きみ代	平成24年10月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第1136号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年10月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ふくしサービスセンターすまいるママ	鹿屋市新川町605番	社会福祉法人グリーンコープ	福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	行岡 良治	平成24年10月1日	介護予防訪問介護
ヘルパーステーションかのやジャム	鹿屋市笠之原町44番15-1号	ジャムプロジェクト株式会社	鹿屋市笠之原町44番15-1号	重田 安夫	平成24年10月1日	介護予防訪問介護
名瀬徳洲会訪問看護ステーション	奄美市名瀬朝日町28番地1	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号	徳田 虎雄	平成24年10月1日	介護予防訪問看護
リハケアガーデン加治木	始良市加治木町本町148番地	株式会社ユニティ	霧島市国分中央四丁目12番22号	濱田桂太朗	平成24年10月1日	介護予防通所介護
生き生きサポートキット	南さつま市加世田ハーモニー15番地1	株式会社キット	南さつま市加世田ハーモニー15番地1	大江 純一	平成24年10月1日	介護予防通所介護
有料老人ホーム協愛	霧島市国分下井781番地2	有限会社協愛介護サービス	霧島市国分新町一丁目6番52-17号	香月 恭史	平成24年10月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

鹿児島県告示第1137号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成24年10月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
川平歯科	南九州市穎娃町別府7058番地	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
真愛病院	南さつま市加世田東本町7番地3	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
真愛クリニック	南さつま市加世田東本町7番地4	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
医療法人南さつま中央病院	南さつま市加世田本町37番地4	平成24年 10月1日	更生医療
医療法人宮内クリニック	南さつま市金峰町池辺2834	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
医療法人藤井クリニック	いちき串木野市春日町106番地1	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
まきのせ泌尿器科	いちき串木野市照島6050番地	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
医療法人海江田医院	薩摩郡さつま町宮之城屋地1461	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
医療法人和翔会小緑内科	薩摩郡さつま町轟町39-1	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
水間病院	伊佐市菱刈前目2125番地	平成24年 10月1日	更生医療
医療法人坂元内科	伊佐市菱刈重留1353番地	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
清水内科	霧島市国分清水一丁目22番26号	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
医療法人昭裕会うえぞの内科クリニック	霧島市国分福島三丁目51-11	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
国分生協病院	霧島市国分中央三丁目22-18	平成24年 10月1日	更生医療
医療法人創世会中川整形外科	霧島市国分府中町33番17号	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
霧島杉安病院	霧島市霧島田口2143番地	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
医療法人健秀会たまいクリニック	霧島市隼人町真孝111番地	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
医療法人木蓮会島田泌尿器科医院	霧島市隼人町東郷一丁目296番地	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
独立行政法人国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田1882	平成24年 10月1日	更生医療
山下わたる内科	始良市東餅田424-1	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
医療法人やなせ整形外科	始良市平松2955番地3	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
尾田内科胃腸科	始良市平松4730番地	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療

医療法人参篤会高原病院	曾於市末吉町栄町二丁目12-1	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
医療法人長命会山口内科	志布志市志布志町志布志3224-9	平成24年 10月1日	更生医療
社会福祉法人紘徳会みどり明星クリニック	鹿屋市輝北町市成2119番地2	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
社会医療法人義順顕彰会田上病院	西之表市西之表7463番地	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第1138号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成24年10月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
伊佐市民薬局	伊佐市菱刈前目2119-1	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
有限会社国分ひろせ調剤薬局	霧島市国分広瀬二丁目28-39	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
霧島市民薬局	霧島市国分中央三丁目26番8号	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
センサー薬局	始良市加治木町本町146番地	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
ピッコロ調剤薬局	始良市平松4745番地3	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
のぞみ薬局	西之表市西之表7465番地10	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療
のぞみ薬局公立病院前店	熊毛郡南種子町中之上1700-156	平成24年 10月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第1139号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成24年10月16日から同年11月5日までの間、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び鹿児島県熊毛支庁建設課（屋久島事務所）において縦覧に供する。

平成24年10月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

2 埋立区域

(1) 位置

ア 本村地区

熊毛郡屋久島町口永良部島字向へ田372番から字濱田524番に至る地先公共空地の地先公有水面

イ 向江浜地区

熊毛郡屋久島町口永良部島字松山1684番163の地先公共空地の地先公有水面

(2) 区域

ア 本村地区

次の①の地点から⑯の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑯の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 口永良部漁港原点（北緯30度27分49秒29，東経130度11分27秒94）（以下「基点」という。）から127度09分43秒15.44メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から54度45分29秒1.55メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から39度17分28秒10.38メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から79度12分32秒10.99メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から17度29分31秒12.56メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から75度48分22秒10.69メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から65度02分42秒10.19メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から55度32分02秒5.00メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から144度45分29秒16.01メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から234度45分29秒3.20メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から324度45分29秒3.00メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から234度45分29秒49.80メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から144度45分29秒3.00メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から234度45分29秒4.33メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から325度30分40秒12.84メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から55度45分00秒0.55メートルの地点

イ 向江浜地区

次の①の地点から⑯の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑯の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基点から165度46分58秒988.20メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から165度18分22秒15.00メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から75度18分22秒37.00メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から79度41分17秒5.34メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から162度34分16秒0.75メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から217度52分30秒6.63メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から256度10分30秒20.00メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から259度22分59秒20.01メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から261度31分12秒3.10メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から277度33分14秒6.55メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から263度27分07秒0.92メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から295度00分50秒13.64メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から16度30分27秒6.68メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から63度47分53秒3.38メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から73度01分12秒9.85メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から73度52分41秒0.80メートルの地点

(3) 面積

- 本村地区 849.40平方メートル
- 向江浜地区 515.25平方メートル
- 合計 1,364.65平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

ア 本村地区

熊毛郡屋久島町口永良部島字向へ田371番2から字濱田527番に至る地先公共空地及びその地先公有水面

イ 向江浜地区

熊毛郡屋久島町口永良部島字松山1684番163, 1684番450, 1684番451及び1684番452並びにこれらの土地の地先公共空地並びにその地先公有水面

(2) 区域

ア 本村地区

次の①の地点から⑧の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑧の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基点から223度59分49秒14.53メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から42度59分13秒19.31メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から43度09分32秒50.24メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から42度30分58秒13.16メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から43度54分58秒15.11メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から76度13分48秒31.88メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から144度45分29秒132.63メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から235度52分59秒124.09メートルの地点

イ 向江浜地区

次の①の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基点から159度06分25秒979.80メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から118度10分08秒52.05メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から208度10分08秒60.50メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から298度10分12秒19.22メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から281度58分23秒45.88メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から259度40分48秒19.21メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から255度18分22秒42.10メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から253度01分16秒9.74メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から295度00分50秒39.33メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から351度50分06秒12.02メートルの地点

(3) 面積

本村地区 16,760.84平方メートル
向江浜地区 8,559.98平方メートル
合計 25,320.82平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成24年9月26日

鹿児島県告示第1140号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（宇宿中間地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 平成24年10月15日から平成25年3月1日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市向陽一丁目、宇宿九丁目、宇宿町及び田上町の各地内

始良・伊佐地域振興局告示第47号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年10月16日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションひびき	始良市平松1225-1	有限会社ケイズ	鹿児島市桜ヶ丘七丁目6番地5	鮎川健一郎	平成24年8月24日	居宅介護・重度訪問介護

大島支庁告示第33号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年10月16日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
センター事業団奄美地域福祉事業所がじゅまる	奄美市名瀬末広町9-3中央会館ビル1F	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区池袋三丁目1番2号光文社ビル6F	藤田 徹	平成24年10月1日	同行援護

教育委員会規則

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月16日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第9号

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

学校職員の休暇の取扱いに関する規則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

<p>（骨髄移植休暇）</p> <p>29 学校職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合</p>	<p>当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等に要する期間</p>	を
<p>（ドナー休暇）</p> <p>29 学校職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合</p>	<p>当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等に要する期間</p>	に改め

る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の前日に使用された改正前の学校職員の休暇の取扱いに関する規則別表第1第29号の特別休暇については、改正後の学校職員の休暇の取扱いに関する規則別表第1第29号の特別休暇として既に使用されたものとみなす。

教育委員会訓令

鹿児島県教育委員会訓令第3号

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年10月16日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程（昭和36年鹿児島県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第1項第1号中「骨髄移植休暇」を「ドナー休暇」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年10月16日から施行する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定により執行する衆議院鹿児島県第3区選出議員補欠選挙の期日は、次のとおりである。

平成24年10月16日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

選挙の期日

平成24年10月28日

鹿児島県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成24年10月28日執行の衆議院鹿児島県第3区選出議員補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成24年10月16日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

	住 所	氏 名
選 挙 長	鹿児島市鴨池新町31番10号	鎌 田 六 郎
選挙長の職務代理者	鹿児島市鴨池新町27番2-507号	久 木 田 義 朗

鹿児島県選挙管理委員会告示第48号

平成24年10月28日執行の衆議院鹿児島県第3区選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりとする。

平成24年10月16日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 日時
平成24年10月16日 午後5時30分から
- 場所
鹿児島県選挙管理委員会室（鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎6階）

鹿児島県選挙管理委員会告示第49号

平成24年10月28日執行の衆議院鹿児島県第3区選出議員補欠選挙における候補者届出政党の政見放送の日及び放送順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりとする。

平成24年10月16日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 日時

平成24年10月16日 午後5時30分から

2 場所

鹿児島県選挙管理委員会室（鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎6階）

鹿児島県選挙管理委員会告示第50号

平成24年10月28日執行の衆議院鹿児島県第3区選出議員補欠選挙における選挙長事務所において使用する選挙長印の様式を次のとおり定めた。

平成24年10月16日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

第 鹿 三 児 区 島 選 県 印

備考 大きさは2センチメートル四方とする。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第120号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年10月16日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR スーパーマン・リターンズ～弾丸よりも速く～	株式会社大一商会	2P0866
ぱちんこ遊技機	CR サイバーブルーXLB	株式会社三洋物産	2P0917
ぱちんこ遊技機	CR A フィーバー蒲田行進曲Y	株式会社三共	2P0943
ぱちんこ遊技機	CR フィーバー蒲田行進曲S	株式会社三共	2P0951
ぱちんこ遊技機	CR フィーバー創聖のアクエリオンIIIYS	株式会社三共	2P0971
ぱちんこ遊技機	CR 花の慶次～漢L-V	株式会社ニューギン	2P0958
ぱちんこ遊技機	CR がきデカMM	株式会社サンセイアールアンドディ	2P0986
ぱちんこ遊技機	CR がきデカZZ	株式会社サンセイアールアンドディ	2P1001
回胴式遊技機	ビガーR	株式会社エマ	2S0863
回胴式遊技機	ゴルゴ13薔薇十字団の陰謀	株式会社オリンピア	2S0867
回胴式遊技機	麻雀物語2激闘！麻雀グランプリY	株式会社オリンピア	2S0937
回胴式遊技機	秘宝伝太陽を求める者達M	株式会社大都技研	2S0968